

「第 123 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）に、「第 123 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省三番町共用会議所大会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は高橋裕子委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和 8 年 4 月に開催された第 56 回食品添加物部会（CCFA）及び令和 8 年 5 月に開催された第 49 回食品表示部会（CCFL）の報告を行い、令和 8 年 7 月に開催される第 49 回総会（CAC）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。また、令和 8 年 4 月から 5 月にかけて電子的作業のみによる部会の形式で開催された第 37 回魚類・水産製品部会（CCFFP）について、当初議事次第には記載していませんでしたが、重要な議論が行われたことから、報告を行いました。

なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 56 回食品添加物部会（CCFA）

議題 3(a)：FAO/WHO 及び第 100 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)会合からの関心事項

(山口隆司委員) 第 102 回 JECFA 会合（2026 年 6 月開催）は中国との共同開催とのことであるが、今回は対象が添加物であるため中国との共同開催になったのか。これは食品添加物の規制策定の中心が中国になりつつあるということなのか。また、今後汚染物質や動物医薬品が審議される際の開催はどうなるのか。

(事務局) JECFA と中国にて、第 102 回会合に関してどのような調整が行われたかは承知していない。中国については CCFA のホスト国でもあり、第 56 回 CCFA の議題 11「CCFA の将来の作業に関する討議文書」の討議文書作成国でもあり、CCFA の中で一定の存在感はある印象を持っている。一方で、日本も含め、今まで作業部会（WG）の議長、共同議長を引き受けて CCFA に貢献してきた国の発言力も強く、中国一強というわけではないと認識している。

議題 3(b)：第 100 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

(道野英司委員) 質問ではなく意見だが、国際標準に整合させることを踏まえて、クチナシ青色素も既存添加物ではなく指定添加物に移行するなどして欲しい。

(事務局) 御意見として承った。

(穂山浩委員) ガーデニアブルーの規格について EU より無機ヒ素の規格値を下げる

べきであるとの提案がされているが、日本ではクチナシ青色素に無機ヒ素ではなくヒ素全体として規格値が立てられている。今回の EU の意見は無機ヒ素として規格を立てるべきだとの提案だったのか。

(事務局) 今回、EU からは無機ヒ素の暴露量を最小限に抑える必要があるとの指摘があり、最終的には無機ヒ素ではなくヒ素の規格値を下げるように提案がなされた。

(穂山浩委員) JECFA では日本の国内規格である 3 mg/kg を基に検討されたのか。

(事務局) 確認して回答する。

(後日回答：日本の申請者からの提出データを基に評価され、JECFA 仕様書ではヒ素 2 mg/kg 以下の規格が設定された。)

議題 4(a)：コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認および改訂

第 23 回コーデックスアジア地域調整部会 (CCASIA) 急速冷凍餃子の地域規格 (アジア) 案

(山口隆司委員) 第 23 回 CCASIA の結果報告を確認すると、「食品分類は、06.4.3 (調理済みパスタ及び麺類並びに類似製品) のままとし、日本の使用実態を反映する等の修正を加えた規格案に合意」とあり、日本が一定の貢献しながら進めてきたと思うが、今次会合において EU から、「CCASIA から提出された当該食品分類中の一部添加物について、注釈改訂は用途拡大にあたるのではないか」との指摘を受けたということは、第 23 回 CCASIA の計画がまずかったということか。

(事務局) 第 23 回 CCASIA での検討内容自体に不備があったわけではなく、今次会合の議題 9 において作業手順とテンプレートが合意される前に、第 23 回 CCASIA において検討途中のテンプレート案を試しに使用したことによるもの。これは、第 23 回 CCASIA で急速冷凍餃子の規格の WG の議長国であった中国は、このテンプレート案の作成者でもあったため、第 23 回 CCASIA ではこれを用いることとし、テンプレート案に食品添加物の一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の改訂に必要とされる情報を盛り込んだ上で、CCFA に添加物条項の承認を諮ることに合意した。しかしながら、第 56 回 CCFA では EU から、当該テンプレート案には摂取量評価および技術的正当性に関する情報を記載する項目が欠けており、一日許容摂取量 (ADI) を超えないことを示す情報が必要との指摘を受けた。その結果、今次会合において使用が認められなかった添加物については、今後、急速冷凍餃子を適用範囲に含めた場合に ADI を超えないことを示す情報を今回合意されたテンプレートに追加し、CCASIA から急速冷凍餃子の規格改訂案として再提出する、又は、議題 5b (GSFA の新規／改訂提案) のテンプレートに沿って、関心国から再提出するよう求められた。今後、GSFA の改訂に向けて、どちらの方法で進めるかどうかについては、業界団体とも連携しつつ、引き続き検討していきたい。

議題 6：食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG36-1989) の改訂案

(山口隆司委員) CXG36-1989 のセクション 3 及び 4 について、事前送付資料に記載されていた Sodium Hydrosulphite ($\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_4$) は、亜硫酸水素ナトリウムで間違いないか。

(事務局) 「次亜硫酸ナトリウム」の間違いであったため、資料の訂正を行った。

(木村たま代委員) 微結晶セルロースについて着色という機能を追加とあるが、具体

的にどのようなもので、何色になるのか。国内動向及び安全性や効果なども教えて欲しい。

(事務局) 着色の機能追加について、海外のオブザーバー団体から提案された。当団体によると、白色で、菓子類、乳製品、飲料、スープ、ソース、ドレッシングなど、様々な食品への使用を想定しており、従来の着色料と比較し、食品や飲料製品の pH を変化させないため、配合の安定性と味の完全性を維持するのに役立つことや、熱と光に安定している等のメリットがあげられている。

国内では既存添加物名簿に記載されており、平成 8 年度厚生科学研究報告書「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、「既に国際的な評価がなされており 基本的な安全性は確認されているもの」と結論づけられている。また、基本的な用途は製造用剤としているが、使用基準は設定されていない。

議題 10：細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する安全性評価実施のためのガイドラインに関する討議文書

(森田満樹委員) 日本では、厚生労働省で検討が行われていた時代から消費者庁に移管した後もガイドライン作成に向けた検討がなされており、ガイドラインはほぼ完成しているはずだが、作業に貢献することが困難とはどういう意味か。

(事務局) 本会合は 4 月に開催されており、その時点でガイドラインは完成しておらず、規制の枠組みも決まっていない段階だったため、作業への貢献が難しいと判断した。

(森田満樹委員) 今後も同様の立場か。

(事務局) 今後はガイドラインが完成し、規制の枠組みも決まることで、国内状況が変わるので、改めて方針について検討したいと考えている。

(2) 第 49 回食品表示部会 (CCFL)

議題 5：包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の附属書：予防的アレルギー表示 (PAL) の使用に関するガイドライン (ステップ 7) について

(穂山浩委員) 当日説明資料 16 ページに関して、グルテンの参照用量は 4 mg であるが、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品に関する規格 (CXS 118-1979) においてグルテンフリー表示の基準は 20 ppm 以下と決まっている。これは、PAL 表示は定性的評価を含むリスク評価の指標として考えればよいか。また、グルテンフリーの表示との関係はどういう整理になっているのか。

(事務局) CCFL でも議論があった点であり、PAL 表示と同時にグルテンフリー表示ができる状況が発生するため、そのような場合にはグルテンフリーという用語は使用しないという規定がガイドラインに盛り込まれた。

(森田満樹委員) 説明資料 12 ページに関して、アクションレベルに基づく PAL の使用では「shall」ではなくて「should」を用いるべきだと日本は発言しているが、結論としては「shall」となっている。日本からの発言に対しては、議長から会議資料 35 ページにあるような説明があったとのことであるが、ここで議論が終わってしまった。また、タイから柔軟性を認める注釈の挿入提案があったが、この提案はまさに前回のコーデックス連絡協議会で私 (森田委員) や辻山委員から申し上げた意見そのもののような内容だったので、日本も発言してほしかった。今後、本件は総会に最終採択に諮られるが、ガイドラインにある「定性的リスク評価」とは何かが不明瞭。また、アクションレベル以上のアレルギーの混入があった場合に、これからは何らかの PAL 表示

を考えなくてはならない状況になったのではないかと懸念するが、今後の対応についてどのように考えているか。

(事務局) 定性的なリスク評価については、各国ともこれからキャパシティビルディングを行っていく段階なので、まずは各国の対応状況を確認しながら国内の製造者の状況等を整理する必要がある。食品安全の観点からは、ガイドライン策定の目的である PAL 表示の抑制的な使用や、科学的根拠に基づく対応という点で、日本は現在の注意喚起表示や義務表示の中で達成していると考ええるが、国際整合の観点では、参照用量のアクションレベルや定性的リスク評価という部分について、国際整合に遅れないよう整理していきたいと考えている。

議題 8：今後の作業と新たな課題 いわゆる超加工食品 (UPF)

(木戸啓之委員) 「いわゆる超加工食品」(以下 UPF と略す) については栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) や昨年の総会でも議論があった。本件、WHO にて昨年頃から検討が開始されているが、最近の WHO のセミナー等では、UPF の生活習慣病への影響について科学的な検証をしている段階ではなく、UPF の摂取を制限する方法を検討する段階であるという発言が目立っている。そのような背景の中、今後もコーデックスで新規作業として提案されることもあると思うが、その際に日本政府としてどういう対応を取るのか、考えがあれば教えてほしい。また、責任部署の明確化を含め、関係省庁間で考えをまとめていただきたい。

(事務局) どの省庁がいわゆる超加工食品の主担当であるか明確に決まっている訳ではなく、各省庁で連携していくことと考えている。現在のところ UPF について、国際的に合意された定義は存在せず、今後 WHO 専門家会合において定義を設けた上で、摂取に関するガイドライン策定が予定されていると承知している。コーデックスにおいては、昨年の第 48 回総会において、WHO からの報告に加え、オブザーバー (国際食品科学技術連合、IUFoST) から UPF に関する作業をコーデックス主導で進めるべきとの提案がなされ、議論が行われたが、WHO での検討が進行中であることを踏まえ、現時点でコーデックスとして新たな作業を開始することは時期尚早であるとの見解が多く加盟国から示された。本件について、今後、関心を有する加盟国から、より具体的な提案が総会や関連部会に提出される可能性はあると認識しているが、我が国としては WHO の議論の進展を注視しつつ、多くの加盟国から示されている「現時点でコーデックスとして新たな作業を開始することは時期尚早であるとの見解」を支持する立場で対応したい。将来的に具体的な提案が提出された場合には、科学的根拠に基づき、公衆衛生の観点と、公正な食品貿易の確保の観点から、コーデックスにおける作業の必要性について十分に検討していくことが必要と考える。

(木戸啓之委員) 現状、日本ではあまり大きな話題になっていないが、食品業界、特に海外でも事業を行っている加工食品メーカーではかなりの関心事になっているため、その点も含めて発言いただきたい。

その他

(辻山弥生委員) 前回のコーデックス連絡協議会でお話ししたように、現地ではしっかり対応いただきたい。例えば、会議資料の 35 ページでは、タイが柔軟性を認める日本にとって良い脚注の追加を提案したが、日本は支持していない。今後は、タイミングを見計らって発言・行動するなどの対応をできるようにしていただきたい。そのためにも、休憩時間を活用してコミュニケーション

ョンを取り、他国から日本への支持を集められるようにして、コーデックスの場でご活躍いただきたい。海外での対応については、農林水産省や厚生労働省とも連携し、日本政府として責任を持った対応をしていただきたい。

(3) 第 37 回魚類・水産製品部会 (CCFFP)

議題 3：魚類及び水産製品に関する規格のレビュー

(山口隆司委員) CCFFP の所管する 24 規格の様式を点検した結果、18 規格が規格様式に整合していないことが確認されたことを考慮すると、CCFFP が、Working by correspondence（電子的作業のみによる部会の形式）で運営されている限界、影響が出てきたのではないかと。既存文書の見直しを常設議題としたことは良い決定と考えるが、なるべく対面開催できるように意見を出すと良いのではないかと。

(事務局) ご指摘のとおり、CCFFP の関連文書については、最新のコーデックス手順マニュアル等の観点から見直しの必要があるとされた。こうした状況については、会議形式の問題というよりも、これまでの度重なる部会の中で CCFFP の既存文書を定期的に見直すスキームが存在しなかったことが主な原因と考えている。そのため、ご指摘いただいたとおり、既存文書のレビューを CCFFP の常設議題とし、定期的に見直しを行うようにしたことは良い決定だと評価している。

一方、CCFFP の会議形式については、文書の見直しに限らない CCFFP 全体の作業の動向を踏まえつつ、次回の総会で決定される見込みの新議長国の意向も鑑みながら総合的に検討される必要。現在、CCFFP において海苔や海藻に係る数多くの新規作業の必要性が指摘される中、ノルウェーの現議長から対面形式への変更を検討するべきという見解が示されており、今次総会においても CCFFP の会議形式の変更について議論される可能性がある。我が国としては、対面開催の重要性・効率性についても理解する一方、コーデックス事務局や各国の人的・財政的リソースの状況を十分に踏まえて検討していく必要があり、コーデックスのガイドラインにおいて認められているバーチャル会議の活用も含め、柔軟な会議形式の在り方を検討していくことが重要と考えている。対面開催は限られた時間で多くの議題を議論するのに有効だが、Working by correspondence も、出張に伴う人的・財政的リソースの制約を受けずに各国に参加機会が与えられることなど多くの実務上のメリットがあり、新議長国や他の加盟国の意見をよく聴取して会議形式を決めていくことが必要。最終的に、会議形式がいずれになった場合でも、我が国としては、水産物の我が国における重要性を踏まえ、今後ともしっかりと対応していきたい。

(辻山弥生委員) 今回の総会は、CCFFP が Working by correspondence の形式となつてから初めての総会か。Working by correspondence の形式となつてから、これだけ色々な議論が行われたことは今までなかったのではないかと。また、CCFFP においてこれだけの議題が上がる中、総会前に非公式会合等で議論を行う機会はないのか。

(事務局) CCFFP は Working by correspondence 形式での開催となつてからしばらく経つので、これが初めての総会ではない。一方、Working by correspondence 形式でこれだけ議論が盛り上がった前例は、ご指摘のとおり中々なかった。今回総会に上がってくる案件については、①海苔製品の地域規格の国際規格化のステップ 5 での予備採択、②付託事項 (ToR) の修正、③議長国の交代と限られているため、今次総会の前において非公式会合等が行われる予定は今のところない。しかし、この前の第 37 回 CCFFP においては、ブラジル・フィリピン・FAO だけでなく、ノルウェーやペルーからも新規作業提案が提出されるなど、

議論の方向性の整理の必要性が生じたため、会期中にバーチャル会議を開く等の対応が行われたところ。次の第 38 回 CCFFP でも数多くの議題が見込まれる中、これらの議論を効率的に進めるため、柔軟な会議形式を引き続き検討していくことが重要と考えている。

(4) その他

(辻山弥生委員) 発展途上国でのキャパシティビルディングと言う前に、日本の各省庁でも、コーデックスの場における交渉力のキャパシティビルディングが必要ではないか。昔と比べて英語力は良くなっているかもしれないが、交渉力が落ちてきていると感じざるを得ない。ただ会議で発言しても後の発言国によって当初の発言が上書きされてしまうなど、コーデックスは基本的なお作法やコミュニケーションの取り方などが他の会議と比べると少し特殊な部分もあるため、事前の非公式会合やコーヒーズブレイク等の合間を活用して他国と議論を深め、我が国の意見を効果的に打ち込んでいくことが特に重要。今後に向け、比較的交渉に関する知見と経験が蓄積している農林水産省と連携し、省庁間で勉強会を開く等の取組を検討していただき、昔の日本のような対応に戻らないようにしてもらいたい。

(以上)